

諸外国における弁護士報酬の敗訴者負担制度

1 ドイツ

民事訴訟法

91 条 [訴訟費用負担の原則と範囲]

- 1 敗訴当事者は訴訟費用を負担しなければならないが、特に相手方に生じた費用は、それが相当の権利の追求又は防御に必要であったものに限りこれを償還しなければならない。費用の償還は、必要なる旅行必要なる期日の遵守により生じた時間の逸失に対する相手方への補償をも含むものとし、これについては証人の補償に関する規定を準用する。
- 2 勝訴当事者の弁護士の法定の手数料及び立替金は全ての訴訟においてこれを償還しなければならないが、受訴裁判所において許可されておらずまた受訴裁判所の所在地に居住してもない弁護士の旅費は、その関与が相当な権利の追求又は防御に必要であったものに限り。勝訴当事者は、受訴裁判所において許可された弁護士がその住所又は事務所を受訴裁判所又はこの裁判所の支部の所在地に置かないことによって生じた増加費用は償還されない。複数の弁護士の費用は、1人の弁護士の費用を超過しない限りにおいて、又は弁護士の交替が必要であったときに限りこれを償還しなければならない。

連邦弁護士手数料法

11 条 [満額手数料，手数料の最低額]

満額の手数料は、目的物の価額が 300 ユーロまでは、25 ユーロとする。目的物の価額が次に掲げる額になると、手数料は次に定めるようになる。

単位 : ユーロ		
目的物の価額が次に掲げる額まで	次に掲げる額増えるごとに	手数料は次に掲げる額高くなる
3,000	300	20
5,000	500	28
10,000	1,000	37
25,000	2,500	40
50,000	5,000	72
200,000	15,000	77
500,000	30,000	118
500,000 を超える	50,000	150

1 ユーロ = 119.03 円

「各国の法律扶助制度」法務大臣官房司法法制調査部編 法曹会 より抜粋
ただし、金額については平成 14 年 4 月の調査による

2 フランス

規定された範囲での弁護士の報酬は訴訟費用となる（民事訴訟法 695 条）。

弁護士に対する報酬には

- a 弁論以外の訴訟手続 (postulation) を行うことに対する法定された報酬
- b 弁論を行うことに対する法定された手数料 (droit de plaidoirie)
- c 弁論に対する報酬 (honoraire)

があり, aとbが訴訟費用に含まれ, 原則として敗訴当事者の負担とされる (民事訴訟法 696 条)。

a は 1960 年 4 月 2 日デクレ 60-323 により規定され, 同デクレに規定されている訴額に応じた変動手数料 (droit proportionnel) は, 対席裁判の場合

訴額 1,068 ユーロまでの部分は訴額の 3%

訴額 1,068 ユーロを超え 2,135 ユーロまでの部分は訴額の 2%

訴額 2,135 ユーロを超え 3,964 ユーロまでの部分は訴額の 1%

訴額 3,964 ユーロを超え 9,147 ユーロまでの部分は訴額の 0.5%

訴額 9,147 ユーロを超える部分は訴額の 0.25%

とされている (1 ユーロ = 119.03 円)。

b は, 1995 年 2 月 15 日デクレ 95-161 第 4 条により, デクレで定められることとされ, 弁論 1 回につき 8.84 ユーロとされている。

c は訴訟費用には含まれないが, 民事訴訟法 700 条は

1991 年 7 月 10 日法の 91-647 の 75 条 に規定されているとおり, すべての審級において, 裁判官は, 訴訟費用(d pens)の負担義務がある当事者, 又は敗訴した当事者に, 他方当事者に対して, 訴訟費用に含まれていないものを訴訟に必要な費用として, 裁判官が決定した額の支払を命じる。裁判官は, 衡平又は支払を命じられた当事者の経済的事情を考慮する。裁判官は, 職権で, 同様の考慮をして, 支払を命じる理由がないと宣告することができる。

と規定しており, 同条により敗訴当事者の負担とされる場合がある。

3 大韓民国

訴訟費用は敗訴した当事者が負担するものとされ (民事訴訟法 89 条), 訴訟費用については民事訴訟費用法が別に制定されている。また, 訴訟代理をした弁護士に当事者が支払った又は支払うべき報酬は, 大法院規則で定める金額の範囲内で, これを訴訟費用とする (民事訴訟法 99 条の 2) とされている。大法院規則で定める額は当事者間で請求できる額に過ぎず, 当事者と弁護士との間でこれを超える報酬契約をすることは妨げられない。大法院規則では, 第 3 条 1 項で「訴訟費用に算入される弁護士の報酬は当事者が報酬契約によって支給し又は支給する報酬額の範囲内で各審級単位で訴訟物の増額に従って別表の基準によって算定する」と規定し, 別表では

訴額 100 万ウォンまでの部分

10%

訴額 100 万ウォンを超え 200 万ウォンまでの部分	[10 万ウォン+(訴訟物価額-100 万ウォン) × 9/100]	9%
訴額 200 万ウォンを超え 300 万ウォンまでの部分	[19 万ウォン+(訴訟物価額-200 万ウォン) × 8/100]	8%
訴額 300 万ウォンを超え 400 万ウォンまでの部分	[27 万ウォン+(訴訟物価額-300 万ウォン) × 7/100]	7%
訴額 400 万ウォンを超え 500 万ウォンまでの部分	[34 万ウォン+(訴訟物価額-400 万ウォン) × 6/100]	6%
訴額 500 万ウォンを超え 1,000 万ウォンまでの部分	[40 万ウォン+(訴訟物価額-500 万ウォン) × 5/100]	5%
訴額 1,000 万ウォンを超え 3,000 万ウォンまでの部分	[65 万ウォン+(訴訟物価額-1,000 万ウォン) × 4/100]	4%
訴額 3,000 万ウォンを超え 5,000 万ウォンまで部分	[145 万ウォン+(訴訟物価額-3,000 万ウォン) × 3/100]	3%
訴額 5,000 万ウォンを超え 1 億ウォンまでの部分	[205 万ウォン+(訴訟物価額-5,000 万ウォン) × 1/100]	1%
訴額 1 億ウォンを超過する部分	[255 万ウォン+(訴訟物価額-1 億ウォン) × 0.5/100]	0.5%

と規定されている (1 ウォン = 0.0999 円)。

被告の全部自白又は擬制自白による判決の場合，訴訟が請求の放棄，認諾，和解その他判決によらないで終了した場合には，別表に規定されている額の半額が敗訴者の負担とされる (大法院規則 5 条)。

4 イングランド・ウェールズ

弁護士報酬は訴訟費用に含めて敗訴者負担とするのが原則であり，これはイングリッシュ・ルールといわれている。しかし，少額請求手続においては，訴訟費用の敗訴者負担原則は適用されないから，弁護士費用を敗訴者に負担させることは行われていない (ノー・コスト・ルールと呼ばれている)。

民訴費用制度等研究会「報告書」(平成 9 年 1 月 31 日)より引用

5 アメリカ合衆国

民事訴訟においては弁護士費用は各自が負担することが原則であり (連邦民事訴訟規則第 54 条(d)(1))，アメリカン・ルールと呼ばれている。ただし，例外は広いと認識されており，各自負担原則の例外，つまり敗訴者負担が原則とされる場合も決して少なくない。まず，契約で弁護士費用の敗訴者負担の合意を行

う場合がある。リース契約，特許利用契約，銀行取引契約，家屋賃貸借契約等で行われることが多い（弁護士報酬金額は，原則として裁判所の裁量となる。）。制定法に基づき弁護士費用の敗訴者負担が命ぜられる場合もある。連邦法にはこのような規定を有する制定法が 100 以上あるという。具体的には，人種差別等の規制に関する諸法律（例えば，42U.S.C.A. § 1988），証券取引法，独占禁止法などである。また，州でもかなりの数の制定法がある。カリフォルニア州では，弁護士報酬について，公益に資する訴訟，不法行為の不当抗争等であれば，裁判官が，申立てにより又は裁量で，敗訴者に負担を命ずることもできるという規定がある（CalCCP § 1021.5, 1021.6, 1021.7）。制定法の規定にも，原告が勝訴した場合にのみ被告から回収できると定めるタイプと，勝訴当事者は敗訴当事者から回収できると定めるタイプとがあり，後者の場合，文言上は被告勝訴の場合にも原告勝訴の場合と同じ条件で弁護士費用を回収できることになるはずであるが，実際には，勝訴原告が敗訴被告から回収できる場合の基準と勝訴被告が敗訴原告から回収できる基準とは異なるといわれており，勝訴原告が回収できる場合の方が判例その他によって実際には多く，かつ，容易とされ，勝訴被告が敗訴原告から回収できる基準は勝訴原告が敗訴被告から回収できる基準より厳しいようである。判例法に基づき敗訴者負担が命ぜられる場合もある。例えば，私人が原告となり，公益のために訴訟を提起して勝訴した場合，裁判所は，原告の弁護士費用の支払を被告に命ずることとされている。また，当事者の訴訟提起又は防御が，悪意をもって，濫訴として，全く理由がなく，又は迫害的に行われたときは，裁判所は，懲罰として，相手方当事者の弁護士費用の負担を命ずることができるとされている。

民訴費用制度等研究会「報告書」（平成 9 年 1 月 31 日）より引用